

立川都市計画土地区画整理事業の決定（立川市決定）

都市計画立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業				
面 積	約 9.5 ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	区画道路は、土地利用を考慮して適宜配置する。			
	公園及び緑地	地区の残堀川東側に公園（約 1.5 ha）を配置する。 なお、隣接する昭島市域の部分と併せた立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業全体の公園・緑地の割合は 6%以上とする。			
	その他の公共施設	種 別	名 称	幅 員	延 長
	河 川	第 1 号残堀川	27 m	約 310 m	既 決 定
宅地の整備方針	本区域の整備にあたっては、隣接する昭島都市計画土地区画整理事業との整合性及び一体性に配慮する。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

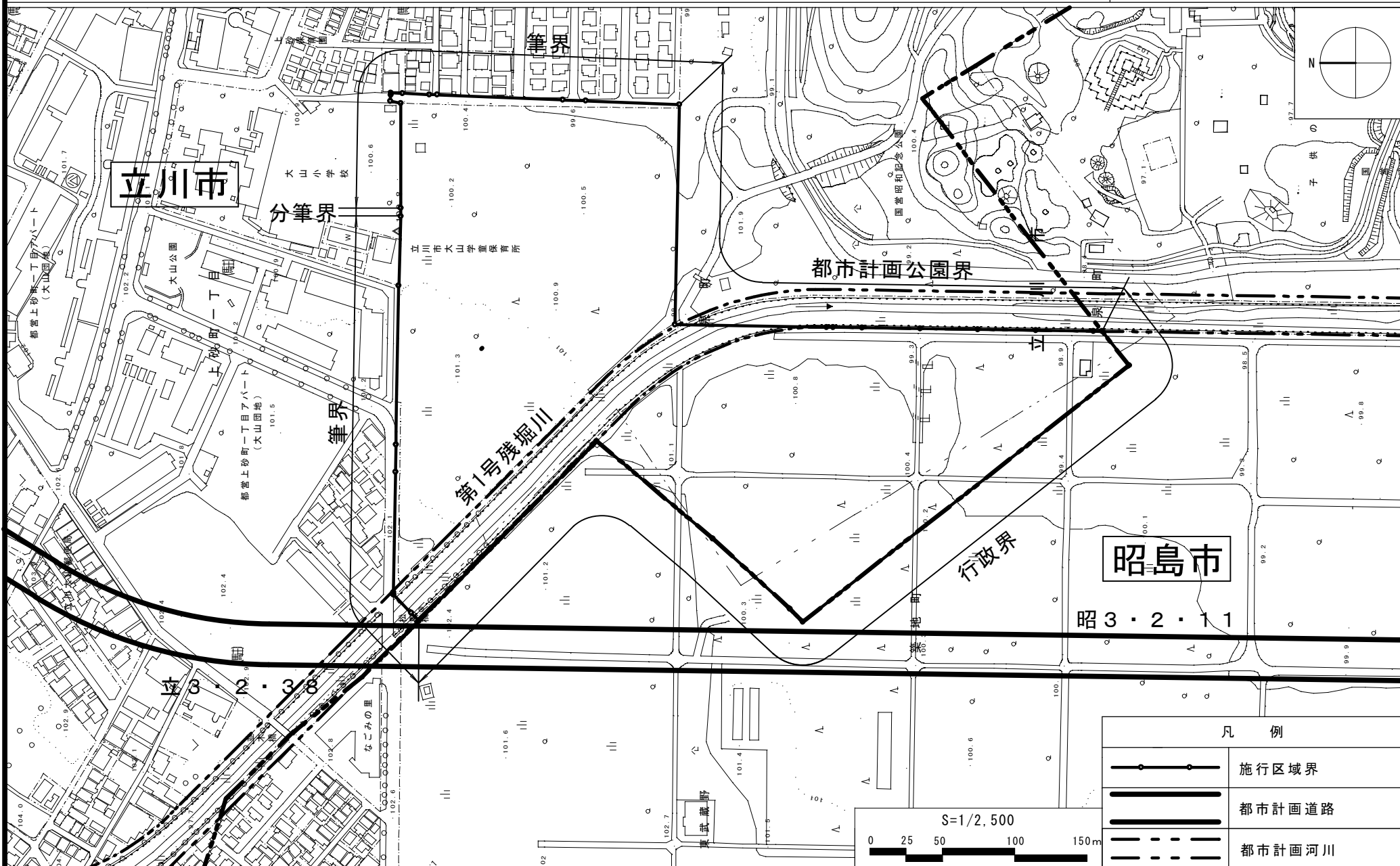
理 由

立川基地跡地昭島地区では、核都市「立川」の整備エリアにおける複合市街地地区にふさわしい、にぎわいと活気を創出するとともに、隣接する昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した、質の高い都市空間を形成するため、土地区画整理事業の導入により具現化するものである。

なお、本都市計画による土地区画整理事業の実施が環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

# 立川都市計画土地地区画整理事業

## 立川基地跡地昭島地区土地地区画整理事業 計画図 [立川市決定]



凡 例	
	施行区域界
	都市計画道路
	都市計画河川

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基交第249号、平成23年8月26日。この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号) MMT利用許諾006号-6、平成23年8月26日。  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図(道網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基街測第66号、平成23年9月2日。